

令和元年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

令和元年 11 月 19 日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

静岡県教育委員会 様

貴教育委員会の皆様におかれましては、日頃より通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、昭和45年の発足以来、言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。

近年、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が唱えられてから、通常学級における合理的配慮の実施、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業改善、特別支援学校・学級等との交流及び共同学習の推進等、共生社会の実現に向けた取組が、着々と進められています。また、それに伴い、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据え、「連続性のある多様な学びの場」も重視され、その整備が進められてきました。そのような学びの場の一つである通級指導教室において、10年かけて教員の基礎定数化が図られていること、あるいは昨年度から高等学校における通級による指導が可能になったこと、そして、次期学習指導要領において、通常学級と通級指導者との連携について、現行の学習指導要領よりも丁寧に記述されるようになったことからも分かるように、通級指導教室は、ますます重要な学びの場として位置づけられると捉えることができます。このような社会的な動きの中、通級指導教室及び幼児言語教室の指導者をはじめ、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・理解の深化をすすめ、通級による指導並びに幼児言語教室での指導・支援の専門性を通常の学級や園の教職員等に伝えつつ、幼児児童生徒の教育的ニーズに係る教職員が連携し合って応えていくことが大切です。

私ども研究組織は、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に寄与する役割を果たしていきたいと考えております。また、年々増加している幼児言語教室在籍児及び通級による指導利用者や希望者に対する指導体制や通級指導教室数、通級による指導を行う教員の身分や専門性の保証、公的な研修の機会の必要性など、大きな課題の改善に向け、関係各機関への要望も引き続き進めていきたいと考えておりますので、別記要望事項について格別のご高配を賜りますよう、お願ひいたします。

令和元年11月吉日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会  
会長（静岡市立番町小学校長）浅見和高

# 要 望 事 項

## I 通級による指導の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いします。
- 2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように、人事面での配慮や研修の機会増大をお願いします。

## II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いします。

## III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実と発展のための要望

聴覚に障害を持つ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、以下の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

## IV 発達障害通級指導教室充実と発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、ニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早く新設をお願いします。また、既設の市町においても、高まるニーズに応じた新設・増設等の対応をお願いします。
- 2 静岡県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、十分に教室が足りている状況ではありません。また、中学を卒業してからの支援の継続が途絶えてしまっています。そこで、以下の点について、ご検討をお願いします。
  - ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
  - ・現在設置されている発達障害通級指導教室の担当者を増員すること
  - ・全日制、定時制の課程の高等学校に通う生徒を対象とした通級による指導の実施に関するこ

## V 早期指導充実と発展のための要望

- 1 静岡県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。そこで、早期支援の重要性に鑑み、県内どの市町においても一定の支援が受けられるよう県としての働き掛けをお願いします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いします。また、市町に対して、非常勤嘱託等を配置する際には、現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働き掛けをお願いします。

## I 通級による指導の充実のための要望

1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いします。

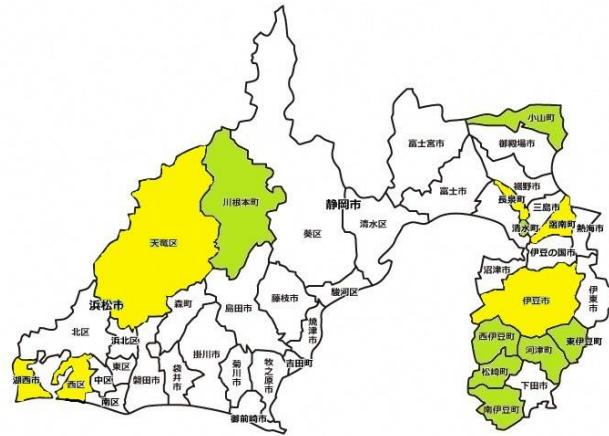
平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県（以下、「本県」という。）においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、各教育委員会のご努力により、教室数は着実に増えてきました。

しかし、資料I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に小山町・清水町・東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町・松崎町・河津町は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず、言語・幼児言語・発達のどの教室も存在していません。また、西伊豆町立仁科小学校から下田小学校の通級指導教室まで往復2時間も掛けて通う児童や、佐久間中学校から往復3時間も掛けて浜北北部中学校の通級指導教室に通う生徒など、他の区・市・町へ遠距離の通級をしなくてはならない児童生徒もいます。遠距離の通級は、往復するだけで疲れてしまい、指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。在住地域に通級指導教室がない場合も同様で、遠距離のため他市町に通えず、支援を受けることを諦めるという残念な実態もあります。

### 資料I-1-① 通級指導教室未設置の市町

（令和元年度）

| 地 区  | 言語教室 | 幼児<br>言語教室 | 発達教室        |
|------|------|------------|-------------|
| 東 部  | 東伊豆町 | 東伊豆町       | 伊豆市         |
|      | 河津町  | 河津町        | 東伊豆町        |
|      | 南伊豆町 | 南伊豆町       | 河津町         |
|      | 松崎町  | 松崎町        | 南伊豆町        |
|      | 西伊豆町 | 西伊豆町       | 松崎町         |
|      | 函南町  | 函南町        | 西伊豆町        |
|      | 清水町  | 清水町        | 清水町         |
|      | 長泉町  | 長泉町        | 小山町         |
|      | 小山町  | 小山町        |             |
|      |      |            |             |
| 中・西部 | 川根本町 | 川根本町       | 川根本町<br>湖西市 |
| 浜松市  | 西区   |            | 天竜区         |



※静岡市は、未設置無し

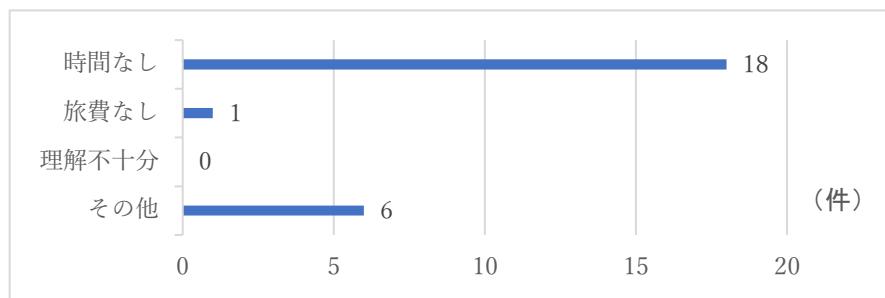
平成29年4月1日の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級による指導を受ける児童生徒13人に1人の教員を設置することとなりました。

平成29年5月1日現在、全国で通級による指導を受けている児童生徒は108,946人で、8,361人の教員で対応しています。よって教員1人が担当している児童生徒の全国平均は、およそ13.0人です。しかし、本県

では2,629人を149人で担当し、教員1人当たりの児童生徒数はおよそ17.6人（平成28年度は19.0人）です。平成29年度に向け、教室の新設・増設を進めていただいた結果、平成28年度よりも多少、担当人数が減少しましたが、全国平均と比べ約1.4倍の人数を担当していることが分かります。このような実態の下、他市町村の児童も受け入れている学校の中には、対象となる学校（児童）が多いために、週1回の通級を隔週にするなどして、できるだけ多くの児童を指導するようになっている教室もあります。しかし、それでも、担当者1人では指導しきれず、待機児童が出ているような状況です。待機児童が出ないようにと時間割の調整やグループ指導等を行って、本来ならば週1回の個別指導が必要な児童等への適切な指導が難しくなっている教室もあります。また、担当する児童数が多いことで、複雑な書類の整理や在籍校との連絡調整に時間が掛かるだけでなく、一人一人にかかる時間の不足や在籍校訪問に行くことができないこと等により、指導効果が上がらないということも聞いています（資料I-1-②）。

こうしたことからも、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いします。

#### 資料I-1-② 在籍校訪問ができない理由



2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように、人事面での配慮や研修の機会増大をお願いします。

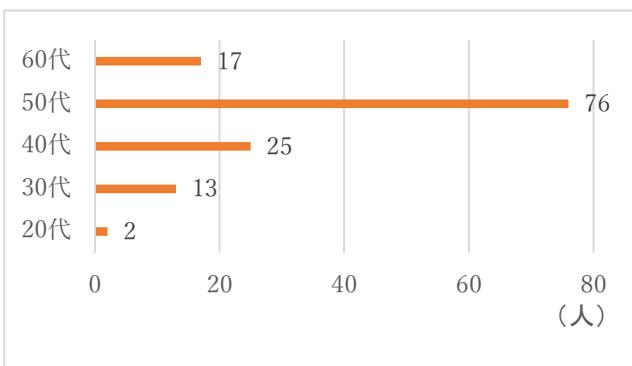
静岡県教育委員会（以下、「県教委」という。）のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてきましたが、資料 I - 2-①が示すように担当者の年齢は70%が50歳代以上で、20歳代は2%、30歳代は10%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。これは、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。今後、これらの教職経験を次の世代へ引き継いでいくことになると考えます。

また資料 I - 2-②が示すように、担当者の半数近くが経験年数3年以下となっており、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会（以下、「本会」という。）主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題として挙げています。これは、1市町1教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいうことが要因と考えられます。身に付けた専門性を生かして、他市町でも継続して指導ができるよう希望者には広域人事をお願いします。広域人事が難しい地域では、同一校勤務年数の延長をするなど、臨機応変な対応も合わせてご検討いただけますとありがたいです。

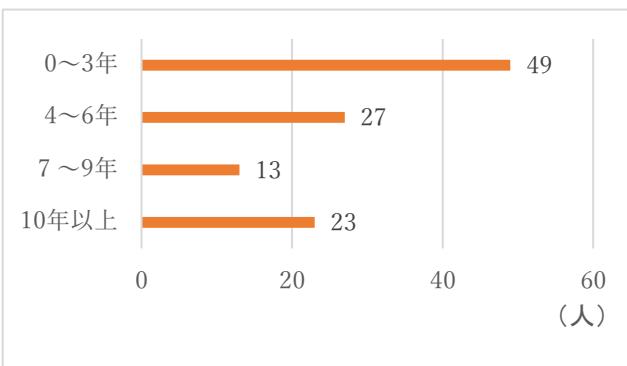
経験が豊かで指導者的立場にある担当者が退職の時期を迎えつつある現在、このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり深めたりすることを難しくし、通級による指導の質を低下させる原因にもなりかねません。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立って均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。

また、2～3ページにもあるように、本県では教員1人当たりの担当する児童生徒数が多いことで、指導時間が十分確保できない状態があります。一人一人の児童生徒に質の高い指導を保障するためにも、担当職員の増員をお願いします。

**資料 I - 2-① 通級教室担当者年代別分布**



**資料 I - 2-② 担当者通級教室経験年数**



「障害に応じた通級による指導の手引」（平成30年 文部科学省。以下、「文科省」という。）では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として以下の8項目が挙げられています。

- (1) 通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る特別の教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成の手順、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者や関係諸機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

新任の通級指導担当者がこのような基礎的な専門性を体系的に身に付ける研修の機会はなく、指導を行なながら教室先輩から学んでいる状態です。学校に1教室しかないところでは、担当者は1人で悩みながら手探りで教室経営や指導を行っていくしかありません。そのような状況の中、県教委主催の通級指導教室担当者研修において、平成29年度から、「発達障害通級指導」演習とともに、「言語障害通級指導」演習も実施されるようになり、言語障害通級指導者にとっても大変有意義な研修会となっています。また、この研修会では東・中西部の幼児教育に携わる教員・職員にまで参加が拡大されたことや、平成30年度末に配布された「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を活用するための講話を設定していただき、大変ありがとうございます。しかし、県教委主催の研修は、回数が少ないのが実情です。担当者全員が行政主催の指導に生かせる更なる研修を望んでいます。市・町教委主催の研修がない地域もあります。研修の機会を地域間の格差なく、平等に設け、担当者が幅広く育成されていくようにご配慮をお願いします。

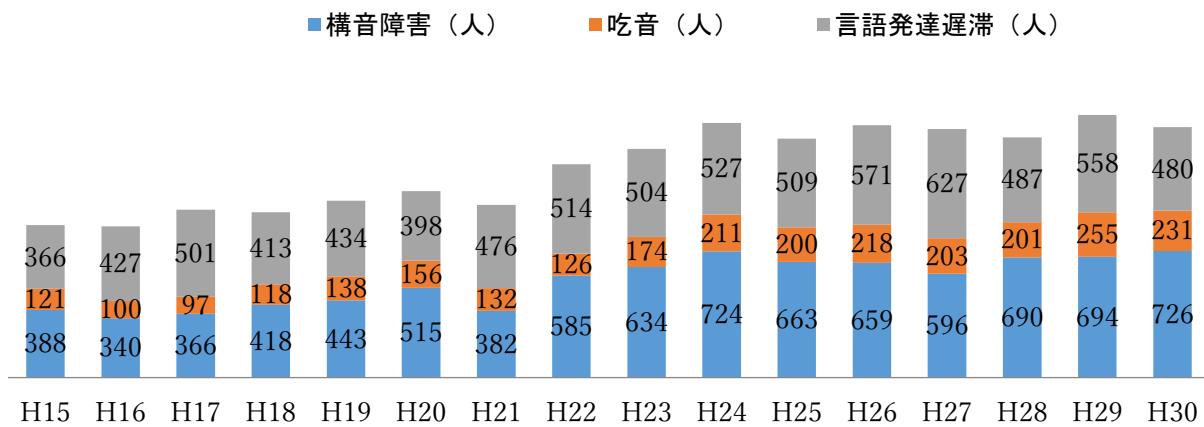
併せて、文科省の示す8項目の研修内容を補うためにも、引き続き、本会の研修会への公的な参加ができるよう、お願いします。

## II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えています。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いします。

通級による指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあります。平成 31 年 3 月に本会が実施した基本調査によると、平成 30 年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は 1,447 人（構音障害 726 人、吃音 231 人、言語発達遅滞 480 人、その他 10 人）で、本県も全国の推移と同じように平成 15 年から増加傾向にあることが分かります（資料 II-①）。

資料 II-① 静岡県の言語障害通級児童数



資料 II-①より、言語通級指導教室には毎年 1,500 人程通っていることが分かります。平成 30 年は、全体としては人数の減少が見られましたが、依然として、県下で 19 名の児童が待機、173 名（平成 29 年は 116 名）の児童が正規に通級できずに経過観察等をしながら指導を待っています（資料 II-②）。通いたいのに教室数や担当者の不足により、必要があっても指導を受けられない待機児童の問題は、まだ解決できていません。待機児童をつくりないために、正式に通級による指導を受ける児童数を増やすべく、指導時間を隔週にしたり、経過観察等の対応で時数外での指導や言語相談を行ったりしていますが、担当者の努力や工夫にも限りがあります。また、構音指導が必要な児童については、毎週の指導が理想であり、月 1 回の指導では指導効果があまり上がらないという状況もあります。この現状は、児童生徒や保護者のニーズに十分応えているとはいえません。

資料 II-② 平成 30 年度言語通級教室における待機児童数（人）

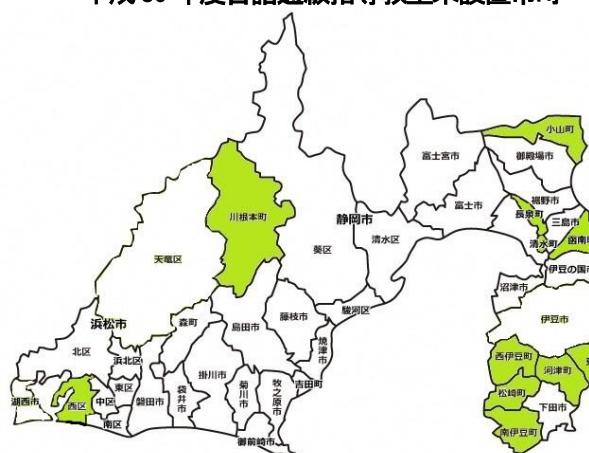
|                 | 県東部 | 県中西部 | 静岡市 | 浜松市 | 合計  |
|-----------------|-----|------|-----|-----|-----|
| 待機児童            | 0   | 19   | 0   | 0   | 19  |
| 経過観察等<br>(サービス) | 75  | 55   | 6   | 37  | 173 |

東部地区には、言語通級指導教室が未設置のために指導を受けたくても受けられない児童がいるものと思われます(資料II-③)。また、各市に1教室の設置の上、担当が複数配置されている学校は11校中2校、他の9校は各市に1教室1名の配置であるため、日頃の実践や専門性を高めるための研修を充実し、個に応じた適切な支援を深め、継続していくには難しさがあるのも現状です。

また、資料II-④⑤から分かるように、平成30年度、本県の教員1人が担当している児童生徒数は各地区13人以上を上回っており、特に東部地区では担当者1人当たりの児童数が25.5人となっています。静岡県全体としては1人当たり21.3人となっていますが、1人に対して複数時間の指導をしている場合や非常勤講師による指導時数を考えると、実際にはそれ以上の指導時数をもちらながら指導している場合も少なくありません。通級児童に対する個別指導以外に、保護者や在籍校、また、専門機関との連携等、多様なニーズが高まる中、担当者に過度の負担がかかるケースもあります。担当者にとって過度の負担とならないよう十分配慮をしつつ、通級による指導の効果が上がるよう、教員の増員をお願いします。

資料II-③

### 平成30年度言語通級指導教室未設置市町



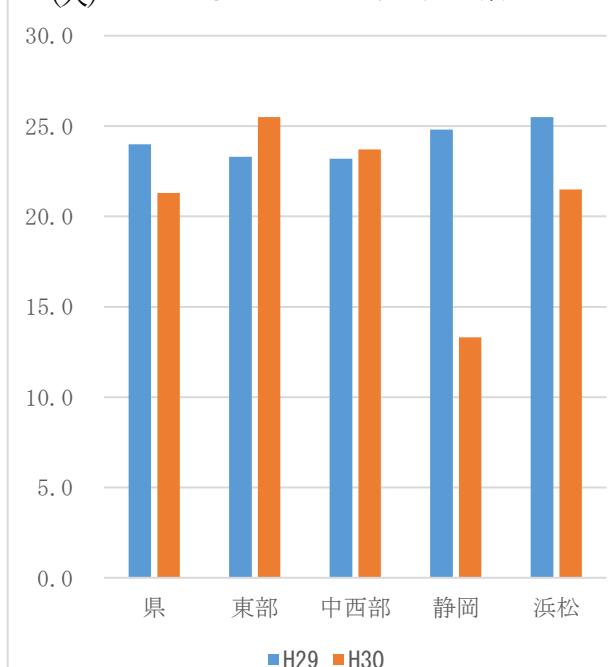
資料II-④ 言語通級指導教室

#### 通級児童数と担当者数 (人)

|     | 年度  | 通 級<br>児童数 | 担当者<br>数 | 1人当り<br>の指導数 |
|-----|-----|------------|----------|--------------|
| 静岡県 | H29 | 1,514      | 63       | 24.0         |
|     | H30 | 1,447      | 68       | 21.3         |
| 東 部 | H29 | 350        | 15       | 23.3         |
|     | H30 | 433        | 17       | 25.5         |
| 中西部 | H29 | 534        | 23       | 23.2         |
|     | H30 | 522        | 22       | 23.7         |
| 静岡市 | H29 | 248        | 10       | 24.8         |
|     | H30 | 213        | 16       | 13.3         |
| 浜松市 | H29 | 382        | 15       | 25.5         |
|     | H30 | 279        | 13       | 21.5         |

資料II-⑤ 言語通級指導教室

#### 担当1人当たりの児童数



言語障害における早期教育の成果は、これまでにも報告されていますが、資料II-⑥・⑦からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということが分かります。また、資料II-⑧⑨は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することが分かります。

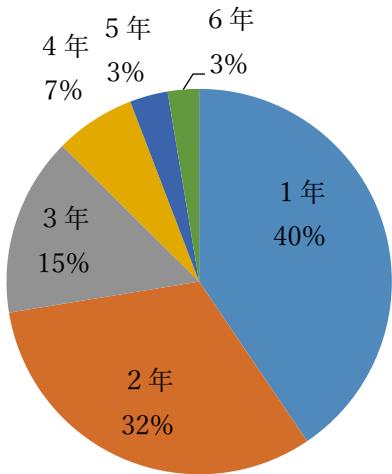
以上を踏まえ、言語障害を持つ児童の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とする全ての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、適切な言語障害通級指導教室の設置や担当者

の配置をお願いします。

**資料 II-⑥ 適応状態が改善して退級した児童数**

|       | 県東部 | 県中西部 | 静岡市 | 浜松市 | 全県  | 比率   |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 1年(人) | 78  | 77   | 20  | 41  | 216 | 40%  |
| 2年(人) | 31  | 71   | 33  | 35  | 170 | 32%  |
| 3年(人) | 16  | 39   | 12  | 13  | 80  | 15%  |
| 4年(人) | 11  | 9    | 9   | 7   | 36  | 7%   |
| 5年(人) | 4   | 6    | 6   | 1   | 17  | 3%   |
| 6年(人) | 7   | 2    | 4   | 1   | 14  | 3%   |
| 合計    | 147 | 204  | 84  | 98  | 533 | 100% |

**資料 II-⑦ 適応状態が改善して退級した児童数の学年別割合**



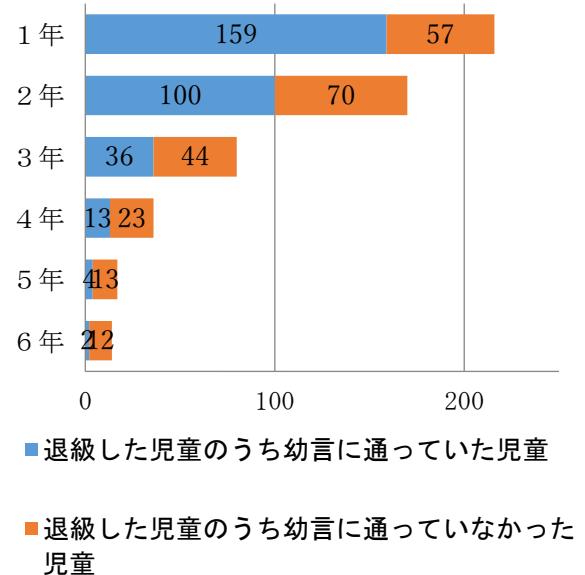
**資料 II-⑧**

**適応状態が改善して退級した児童のうち  
幼児言語教室に通っていた児童数**

|       | 県東部 | 県中西部 | 静岡市 | 浜松市 | 全県  | 退級児中の比率 |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|---------|
| 1年(人) | 41  | 71   | 14  | 33  | 159 | 74%     |
| 2年(人) | 16  | 52   | 7   | 25  | 100 | 59%     |
| 3年(人) | 4   | 20   | 4   | 8   | 36  | 45%     |
| 4年(人) | 2   | 4    | 3   | 4   | 13  | 36%     |
| 5年(人) | 0   | 1    | 2   | 1   | 4   | 24%     |
| 6年(人) | 1   | 0    | 1   | 0   | 2   | 14%     |
| 計     | 64  | 148  | 31  | 71  | 314 | 59%     |

**資料 II-⑨**

**適応状態が改善して退級した児童の  
幼言に通っていた児童と通っていなかった児童の学年別児童数 (人)**



### III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実と

#### 発展のための要望

聴覚に障害を持つ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、以下の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

本県で実施されている、「FM補聴システムの送受信機の貸出（無料）事業」は、障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴を持つ子どもの補聴を助け、幼児期から学童期への切れ目ない学習機会を確保することにつながっています。大変有効なため、無料貸し出し期間後も、延長や購入を考える方が多いと聞いています。この事業があることで、乳幼児聴覚支援センターが中心となって、貸与児童と園（学校）・地域の聴覚特別支援学級（校）や通級指導教室をつないでいただき、園（学校）で適切な支援を受けることができるようになった例もありました。これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げるとともに、今後も、継続、拡大していただけますよう働き掛けをお願いします。

新生児聴覚スクリーニング検査の実施に伴い、早い時期に聴覚の問題を発見できるようになったため、高度・重度難聴があっても人工内耳や補聴器による早期の補聴開始、コミュニケーション指導を受け、通常の学級に在籍する児童生徒も増えています。しかし、検査以降に聴力が落ちたり、未受診のため発見が遅れたりする児童もまだいるようです。また、新生児期に問題が発見されても、軽・中等度難聴や一側性難聴の場合、家庭や園ではそれほど不都合がないように見えるため、就学と共に医療面での支援を終了し、学校で特別な配慮を受けていない児童生徒も多数います。このような軽・中等度難聴や一側性難聴の児童生徒の多くは、環境によってある程度の会話ができるので、「（いつでも）聞こえている」「補聴器をついているから（全部）聞こえている」と思われるがちです。本人も聞き漏らしていることに気付かないので、友達に「無視した」と誤解されたり、後に大きな失敗やトラブルになってしまったりしたという例は少なくありません。通常の学級に在籍する児童生徒も同様の困難さを抱えているといえます。これは、FM補聴システム貸与児童の感想（資料III-①）にもあるように、どれだけ聞き落としているのか難聴児自身にも分からぬこと、聴覚障害についての正しい理解が進んでいないことが大きな原因だと思われます。

このようなことを解消するには、就学前に聴覚に問題がある児童を把握し、乳幼児期の情報を共有した上で、適切な配慮について保護者と職員が共通理解して支援していくことが必要です。しかし、平成30年度の県内の入学前健康診断における聴力検査の実態を見ると、まだ実施していない学校が多いことが分かりました（回答62小学校の32%にあたる。）（資料III-②）。早急に、学校保健安全法施行規則の規定に基づいて、県内の全小学校において、入学前健診で聴覚スクリーニング検査が実施されるよう働き掛けをお願いします。また、5月17日に本会定例研修会において静岡県立総合病院副院長、静岡県乳幼児聴覚支援センター（きこえことばのセンター）所長高木明先生の講演の中で「人工内耳を装着した子どもに早期の介入を行えば、通常学級での学習が可能な言葉の獲得が期待できるが、現状では十分な支援の場がないために、人工内耳の効果が表れていないケースがある。」という報告がありました。乳幼児期における難聴教育の充実も進めていくことが望されます。

聞こえにくさは目に見えないので、聴覚に障害を持っていても、学級では集団の中で健聴児と同じように正しく聞き取ることが求められます。聞こえにくくても、特別な支援を受けずに困っている児童生徒は大勢いると思われます。また、中学生になると、教科担任制、部活動という人間関係の複雑さも加わり、自分のきこえに自信がなく、不安があっても口にできない児童生徒は、学習意欲の低下や不登校など、二次的な障害につながることも懸念されます。

そこで、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすることをお願いします。在住地域に支援を受けられる学級や通級指導教室があれば、指導を受ける時間を増やしたり、同じ障害を持つ仲間と気持ちを伝え合ったりすることができ、低学年から障害理解教育を受けることもできます。何より、近くにあることで、在籍学級担任と密に連携し、学級でのよりよい支援について共通理解することが可能になります。現在は、聴覚特別支援学校が実施しているサテライト方式での通級指導がその役割を担っており、専門性の高い教員の指導を近くの学校で受けることができる良さがあるというものの、片道10km以上の道のりを往復2時間以上かけて通級している方も多いそうです。また、指導に当たることができる教員やサテライト校の数も、児童生徒のニーズに十分応えているとはいえないません。そこで、指導を必要としている児童生徒が、様々な機関との連携の中で、在住地域で十分に専門的な指導や障害理解教育を受けられるよう、聴覚特別支援学校の教員の増員、聴覚障害特別支援学級や通級指導教室の拡充をお願いします。

8歳で中等度難聴と分かり、「(医療面での) 支援は不要」と言われたので、6年生になるまで誰にも相談していない児童がいました。本児は、11歳で補聴器を装用し始めたものの、使いこなすどころか周囲の目を気にして学校では使用せず、聞き取れないことを自分の努力不足と捉えていました。「間違って恥ずかしい思いをしないよう、また、友達とトラブルにならないよう、常に周囲に気を配っているので、家に帰ると疲れ果ててしまう。」と話していました。また、難聴通級指導教室に通級する小学生の保護者は、中学校での生活や学習（特に英語や社会）、高校受験に大きな不安をもっています（資料III-③）。英語のヒアリングの受け方など受験方法は対応してもらえると聞いていますが、実際には、中学校で個に応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず支援を受けられないこともあります。本県における共生社会の形成のための特別支援教育が推進されつつある今、聴覚障害についての基礎的環境整備の1つとして、県内のすべての高校で、難聴生徒も「聞くことができる」という平等な条件のもとで受験でき、入学後も継続して支援を受けられることにより、難聴の児童生徒の真のニーズをキャッチできるようにすることが望まれます。

そのためには、医療機関や市町の保健センター等と連携し、情報を共有して支援することはもちろん、聴覚障害についての正しい理解をさらに広げ、合理的配慮の基礎となる環境整備の向上につなげていく必要があります。幼・小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターや就学支援担当・養護教諭等の研修会で、聴覚に障害を持つ児童生徒の困難さについて学ぶ場を設定し、障害についての理解を広げる働き掛けをお願いします。

聴覚に障害を持つ児童生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、発達段階やニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、オージオメーターを使用しての入学前聴覚スクリーニング検査を県内の全小学校で実施し、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通うことができ、研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定していただけるよう、更なるご配慮、ご検討をお願いします。

### 資料III-①

#### 「FM補聴器貸与児童の保護者へのアンケート（県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料）」より

|            |   |
|------------|---|
| 学習効果について   | ・先生の言っていることが分かるので、自信を持って発表できる。友達と話すことが増え、明るくなつたと言われた。<br>・ガヤガヤしている所や、友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなつた。<br>・中学では多数の先生の授業を受けるようになるのでさらに有効的に使用できると思う。<br>・運動場や体育館などでは、FM補聴器を使用することで今まで聞き取れなかつた部分を聞き取ることができ、行動しやすくなつた。 |
| 難聴への理解について | ・自分では、補聴器を着けているので大丈夫と思っていたが、今まであまり聞こえていなかったということが分かった。勉強が分かるようになった。<br>・発表する友達がFM補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。<br>・集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。   |
| 購入について     | ・子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6か月間の無料貸し出しのおかげでFM補聴器の必要性を感じることができた。   |

### 資料III-② 入学前聴覚スクリーニング検査の実施の実態 調査 62(校)

|                  |     | 東部                             | 中西部                          | 静岡市                      | 浜松市        | 合計          | 備考  |
|------------------|-----|--------------------------------|------------------------------|--------------------------|------------|-------------|---|
| 実施               |     | 12                             | 14                           | 6                        | 10         | 42          |   |
| 検査者              | 教職員 | 9                              | 4                            | 6                        | 7          | 26          |   |
|                  | 医師  | 0                              | 1                            | 0                        | 0          | 0           | ※1：養教が洛園を訪問して実施。  |
|                  | その他 | 7<br>市職3<br>園 1<br>養教 2<br>他 1 | 10<br>市職4<br>※2<br>園 6<br>※3 | 0<br>ことばの<br>教室担当<br>者 5 | 5          | 22          | ※2：市で一括。各校に割り当てられた<br>職員が担当<br>※3：園にオージオメーターを貸し出して実<br>施。再検査児のみ小学校<br>※4 予防医学センター職員 |
| オージオメーター使用       |     | 12                             | 13                           | 6                        | 10         | 41          |   |
| 未実施              |     | 7                              | 11                           | 2                        | 0          | 20          |   |
| 通級等の支援無し<br>(人数) |     | 2校<br>(6名)                     | 5校<br>(16名)                  | 3校<br>(3名)               | 1校<br>(1名) | 4校<br>(20名) |   |

### 資料III-③ 難聴通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の保護者アンケートより

|                 |  |
|-----------------|--|
| 中学校生活について、心配なこと | ・小学校より授業の内容が量・質共に多くなると思うので、勉強についていけるか。<br>(特に英語・社会)<br>・聞こえにくいことが原因でいじめられないか。<br>・きこえについて先生や友達の理解が得られるか（FM補聴システムを使用することを特別な目で見られるのではないか。）<br>・クラスや部活で、友達や先輩の話を聞いてうまくやっていけるか。<br>・本人は「聞こえているから大丈夫」と言うが、本当はどの程度理解できているのか。<br>・災害時にきちんととした情報が得られるか。 |
| 学校に望むこと         | ・先生方の難聴への理解。<br>・試験のとき等に、特別扱いと思われないよう、配慮してほしい。<br>・受験に当たっては、いろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただきたい。   |
| 難聴通級指導教室に望むこと   | ・きこえについて、先生や友達の理解が得られるよう相談にのってほしい。学校に働きかけてもらえるとありがたい。<br>・中学の通級教室が近くにあれば、授業や部活を休まずに通級できるので、通級したい。<br>・聴覚障害児が受けられる受験についての配慮、情報を教えてほしい。<br>・同じ障害の先輩や保護者の話ができる機会を作つてほしい。  |

## IV 発達障害通級指導教室充実と発展のための要望

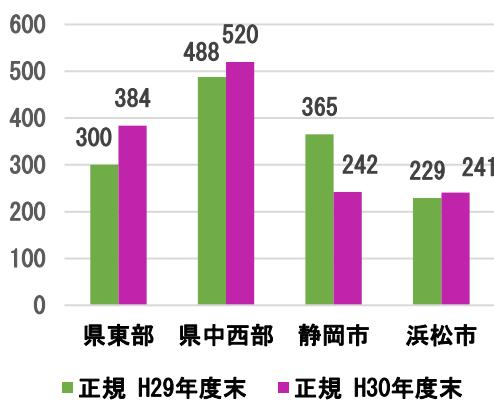
1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、ニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いします。また、既設の市町においても、高まるニーズに応じた新設・増設等の対応をお願いします。

発達障害通級指導教室の設置が進んでいますが、令和元年8月現在、県内2市8町(伊豆市 湖西市 小山町 清水町 西伊豆町 東伊豆町 松崎町 河津町 南伊豆町 川根本町)と、政令指定都市である浜松市で1区(天竜区)が未設置となっています(資料IV-1-①)。

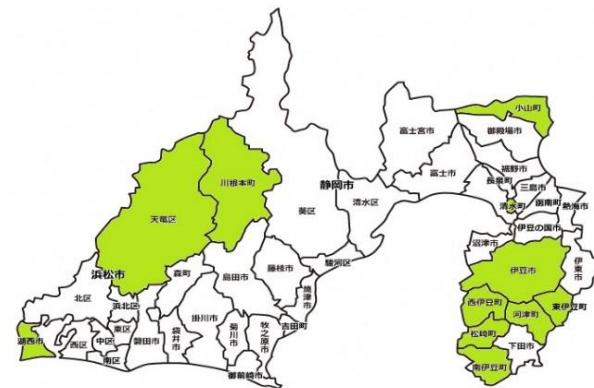
平成30年度末の静岡県内における状況調査では、正規の通級児童生徒が1,387名、正規でないものの相談等で教室に通っている児童生徒が112名、合計1,499名の児童生徒が指導及び支援を受けている実態が分かりました。待機または待機に近い状況にある児童生徒は、依然として98名います(資料IV-1-②③)。発達障害通級指導教室未設置の自治体が県内2市8町も存在し、その地区には指導を受けたくても未設置のため受けられない児童生徒が多数いるものと懸念されます。加えて、県内通級指導教室担当教員のアンケート結果からは、「1人で30人以上の担当では指導時間の確保が難しく、指導の質が保てない」「町内の児童数に対して発達通級教室は小学校に1教室だけしかない」「複数教室を設置してほしい」「市内の別の場所での新設が必要」などといった意見が多数見られ、教室が設置されている地域においてもニーズのある子どもの数に対して十分な数の発達障害通級指導教室が設置されていないことがうかがわれました。

のことから、発達障害通級指導教室の設置数は、ニーズに十分応えられていない現状が明らかです。そこで、未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いするとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いします。

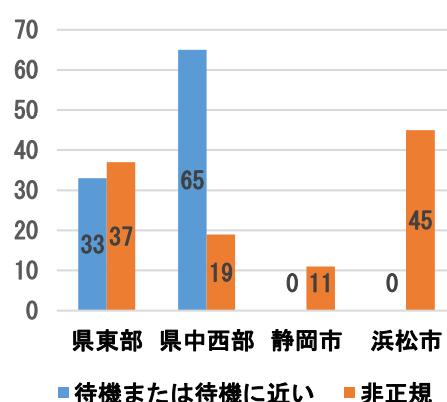
**資料 IV-1-②**  
発達障害通級指導教室の児童生徒数  
(人)



**資料IV-1-① 発達障害通級指導教室未設置の市町**



**資料 IV-1-③**  
H30 非正規、待機または待機に  
近い状況の児童生徒数(人)



2 本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、十分に教室が足りている状況ではありません。また、中学を卒業してからの支援の継続が途絶えてしまっています。そこで、以下の点について、ご検討をお願いします。

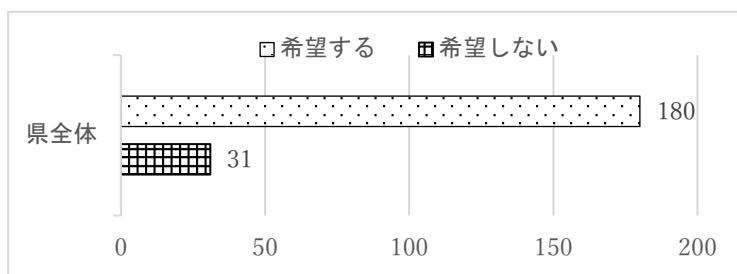
- ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
- ・現在設置されている発達通級指導教室の担当者を増員すること
- ・全日制、定時制の課程の高等学校に通う生徒を対象とした通級による指導の実施に関すること

資料IV-2-①は、平成31年3月現在、政令市（静岡市、浜松市）を除く静岡県で通級指導を受けている5・6年生の保護者211名を対象としたアンケート結果です。中学校での通級指導を希望する保護者が180名と、全体の85%を占めていますが、本県において中学校に発達障害通級指導教室が設置されている市町は、政令市を除くと、富士市、吉田町、三島市、磐田市、焼津市、沼津市に1校ずつのみです。また、藤枝市は中学生のための支援教室を市独自で市内全ての中学校に開設しています。しかし、上記の市町以外では対応がなされていないため、小学校で通級指導を受けていてもその後の指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。小学校で通級指導を受けてきた生徒・保護者にとって、自立に向かう中学校期の大変な時期に特別な指導・支援が中断されてしまうことが、大きな不安となっています。

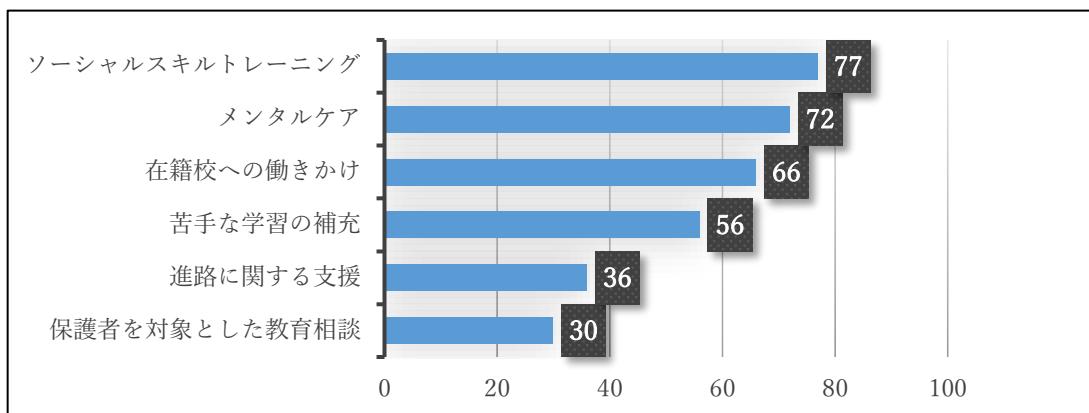
資料IV-2-②は、現在中学の通級に通う生徒の保護者118名を対象とした、中学の通級に通って良かったことのアンケート結果です。ソーシャルスキルトレーニングやメンタルケア、在籍校への働き掛けがいずれも数値が高くなっていますが、通級による指導が多岐にわたって必要とされていることが分析できます。また、様々な困難さを抱えた生徒の在籍校と通級指導担当者が環境調整などを検討し、合理的配慮を行った結果、困難さが軽減され不適応の悪化を防ぐことにつながった例もあります。さらには、高校入試における合理的配慮に関する情報を通級指導教室から在籍校に啓発したり、進路先への移行支援を行ったりと、通級生徒が希望した進路先でスムーズに高校生活をスタートできるように支援しています。このように、中学校の通級指導教室の役割は多岐にわたり重要なものになってきています。

以上のような結果から、未設置の市町においては中学校における発達障害通級指導教室の新設を進めてくださいますようお願いします。

#### 資料IV-2-① 中学校での通級指導を希望する保護者



#### 資料IV-2-② 中学の通級に通って良かったこと（保護者アンケートより）



資料IV-2-③は、令和元年5月現在で県内に開設されている政令市（静岡市、浜松市）を除く6校の中学校発達通級指導教室の生徒数です。本県は、6教室とも教員1人が13名を超える生徒の指導を行っているのが現状です。生徒一人一人に質の高い指導を保証するためには教員1人当たりの担当生徒数の軽減が必要です。また、通級指導担当には、特別支援教育に関する専門的な知識や指導力が必要なため、計画的な教室経営やスムーズな指導の引き継ぎを行うためにも複数体制が望ましいと考えます。

以上のことから、現在設置されている発達通級教室の担当者の増員を是非ともお願いします。

#### 資料IV-2-③ 県内6校中学校通級指導教室生徒数と担当教員数

\* 中学生からの新規入級を含む（令和元年5月調べ）

| 学校名          | 生徒<br>数 | 担当<br>教員数 |
|--------------|---------|-----------|
| 富士市立吉原第一中学校  | 22人     | 1人        |
| 吉田町立吉田中学校    | 17人     | 1人        |
| 三島市立南中学校     | 20人     | 1人        |
| 磐田市立磐田第一中学校※ | 16人     | 1人        |
| 焼津市立大井川中学校   | 15人     | 1人        |
| 沼津市立第四中学校    | 24人     | 1人        |

※磐田第一中学校は非会員

平成30年度に静岡県立静岡中央高等学校で通級による指導が始まりました。しかし、対象生徒は通信制課程に通う生徒に限定されています。平成30年3月に行った、通級指導教室に通う中学生の保護者アンケートには、「高校生は就職や大学進学などの自分の進路を考える大切な時期なので、悩んだり困ったりすることが多々あると思う。そのときに、自分の特性について理解のある先生方にアドバイスや指導をしていただける教室があると、本人も保護者も安心して生活が送れると思う。」、「高校でも通級に通わせたい。子ども本人は全日制の高校に通うことを希望しているが、通級のような支援があるのかが分からず不安。」という声などが挙がっていました。また、「現状では全日制、定時制の生徒は通級に通えないと聞いて残念に思う。」という声もありました。高校でも引き続き通級による指導を必要とする生徒は多く、保護者の強い要望もあります。そのようなニーズに対応していただくよう、全日制、定時制の課程の高等学校でも通級による指導の実施を強く要望いたします。

## V 早期指導充実と発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。そこで、早期支援の重要性に鑑み、県内どの市町においても一定の支援が受けられるよう県としての働き掛けをお願いします。

「幼児ことばの教室」は令和元年度現在 50 教室あります。早期から一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保証するため、国の教育の制度に明確に位置付けられたものではない中で、「幼児ことばの教室」での支援が、市町単独事業として県下の各地区で実施されていることは、県内外から高い評価を得ています。

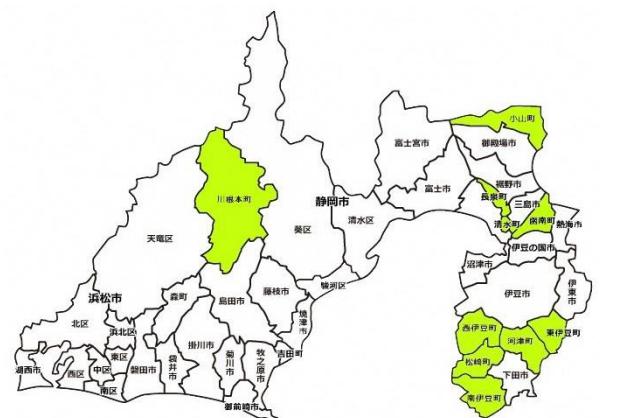
しかし、「幼児ことばの教室」未設置地域があり、特に東部地区に集中しています（資料V-1-①）。

「幼児ことばの教室」が設置されている地域では、各市町の実態や設置の経緯などにより、その教室を担当する行政や設置場所は様々です。福祉行政が担っている市町では、母子保健や福祉機関と連携し早期からの支援の必要な幼児を受け入れる体制が取れるなどの利点があります。学齢のことばの教室に併設されている「幼児ことばの教室」では、幼児と小学生の教室が同じ教育の枠組みの中にあるため指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ、「連携がしやすい」、「就学にあたっての連携もしやすい」などの成果を挙げています。「幼児ことばの教室」から小学校の言語通級教室に進んだ児童の多くが早い時期に適応状態が改善しており（資料II-⑧⑨）、学齢担当者からは、「指導時に必要な基礎・基本が備わり、取り組むべき課題がはっきりしている」、「意欲的に授業に参加する」、「保護者は子どもをよく理解し、通級に協力的である」等の「幼児ことばの教室」の指導効果が挙げられています。また、9割以上の子どもが通常の学級へ就学しています（資料V-1-②）。これは幼児期の支援によって子どもの状態が改善されたか、通常の学級での支援の在り方を考えることができたためであると考えられます。

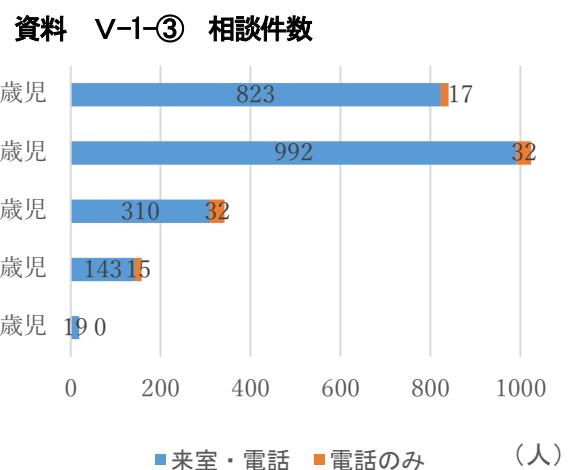
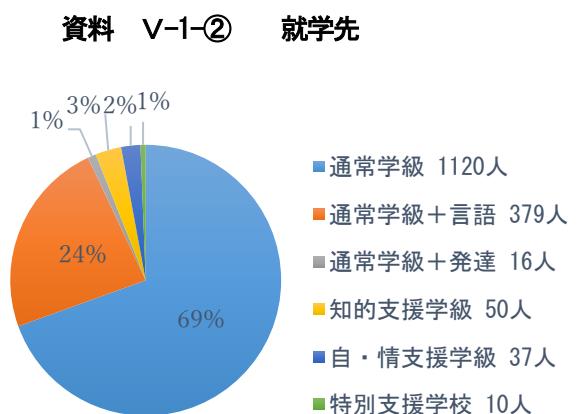
文科省は『通級による指導の手引』1の中で、「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果がある。」と述べ、ことばの教室における早期からの支援の必要性を指摘しています。本県の「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配を持つ保護者が気軽に相談できる重要な支援機関です（資料V-1-③④）。さらに、早期から継続し、「一貫した支援ができる」、「自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができる」などの幼児にとっての利点や、「保護者とともに子どもとのかかわりを考えることができる」などの保護者や担当者にとっての利点があります。しかしながら、「幼児ことばの教室」未設置の地域があるだけでなく、設置されている市町においても、そこで指導を受けられる回数には地域間格差（資料V-1-⑤）があります。県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として市町への働き掛けをお願いします。

平成23年度から平成29年度まで県健康福祉部より補助金を受けて未設置地域が多い伊豆の地域での言語障害児指導相談事業を行いました（資料V-1-⑥）。この啓発事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まっています。

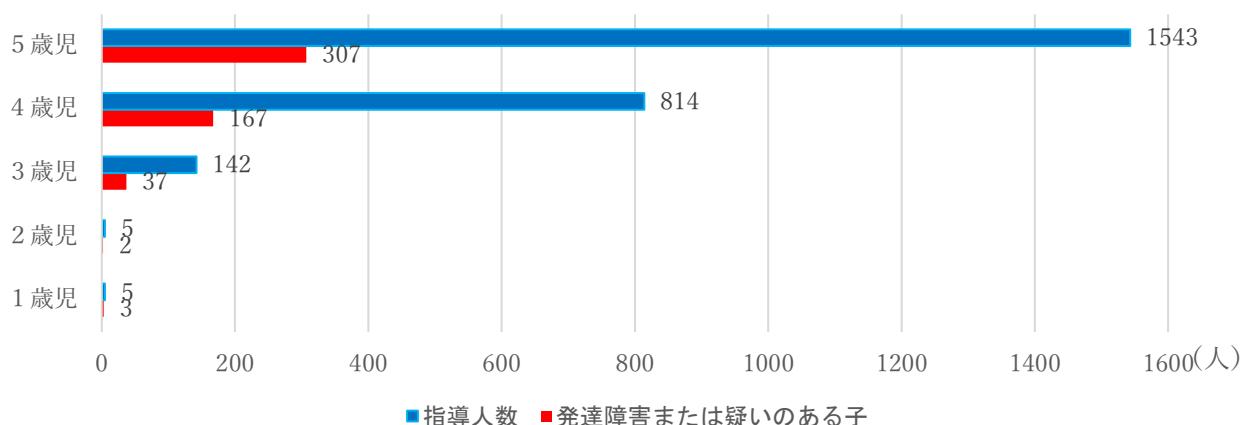
資料V-1-①「幼児ことばの教室」未設置の市町



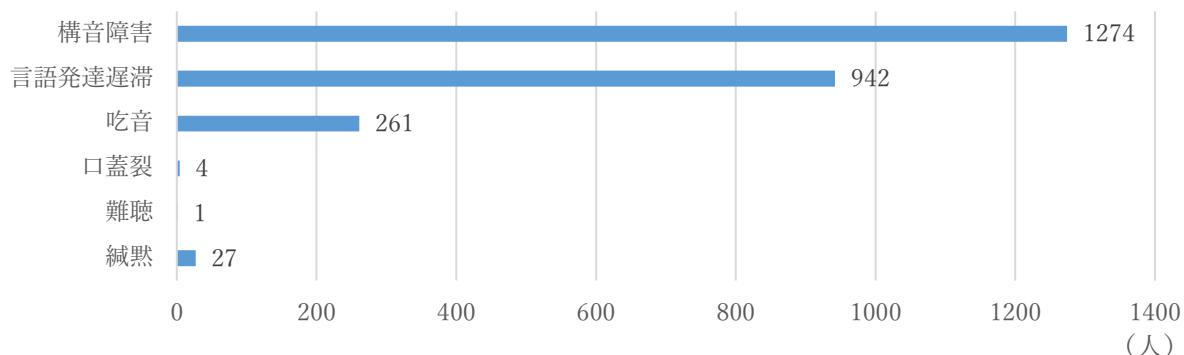
す。また、この補助金により県内各教室は通級している幼児の人数に応じて教材購入費用の助成を受けています。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いします。



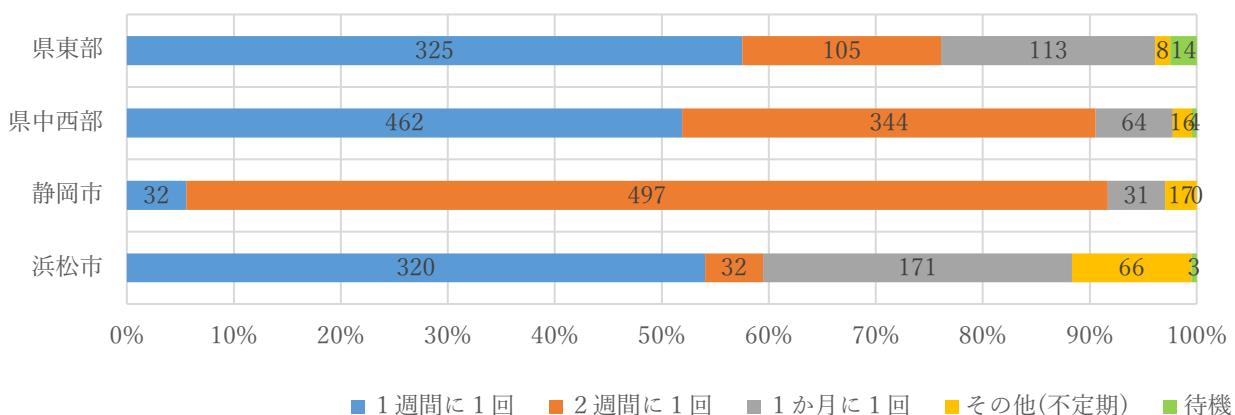
#### 資料 V-1-④A 通級している幼児の年齢別人数（上）と発達障害、または疑いのある子（下）



#### 資料 V-1-④B 通級している幼児の障害別人数



### 資料 V-1-⑤ 指導頻度別人数



### 資料 V-1-⑥ 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 指導相談事業 実施幼児数

( ) は相談延べ件数

|      | H23年度   | H24年度   | H25年度   | H26年度            | H27年度   | H28年度    | H29年度    |
|------|---------|---------|---------|------------------|---------|----------|----------|
| 東伊豆町 | 14 (17) | 14 (22) | 10 (28) | 7 (23)           | 7 (18)  | 9 (31)   | 9 (26)   |
| 河津町  | 9 (11)  | 10 (22) | 11 (16) | 1 (4)            |         |          |          |
| 南伊豆町 | 1 (1)   | 3 (3)   | 1 (1)   |                  |         |          |          |
| 松崎町  | 4 (4)   | 2 (8)   | 3 (7)   | 5 (14)<br>指導者講習会 | 8 (29)  | 10 (36)  | 12 (42)  |
| 西伊豆町 | 5 (6)   | 12 (21) | 11 (19) | 5 (20)           | 6 (20)  | 10 (37)  | 11 (37)  |
| 計    | 33 (39) | 39 (76) | 36 (71) | 18 (61)          | 21 (67) | 29 (104) | 32 (104) |

※ 伊豆の地域での言語障害児指導相談事業とは、言語障害児指導相談事業補助金（県健康福祉部より）を受けて本会が平成23年度より通級指導教室がない伊豆の地域で相談事業を実施したものです。言語通級指導教室担当経験のある指導員2名が上記の町に出向き、幼稚園や保育園を会場にして言語等の相談を行ってきました。当初は3か年計画でしたが、平成29年度まで7か年継続して行いました。

その結果、河津町では平成25年度から、東伊豆町、南伊豆町では平成26年度から町独自の言語相談が始まりました。

平成28年度から県教育委員会の中に幼児教育センターを設置して、各市町の幼児教育に充実を図るために賀茂地域を指定地域として、調査・研究していることを平成29年度の要望書への回答としていただきました。

また、松崎町、西伊豆町でも平成30年度より町独自の言語相談が始まりました。

これらが今後の幼児言語教室設置に向けた動きにつながることを願っています。

2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には、現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう、働き掛けをお願いします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からみても大変嬉しいことです。平成30年度、県内の幼児ことばの教室での年間指導延べ人数は、2,500人強でした（資料V-1-④A）。これは、指導者1人当たりになると、25人になります。勤務形態は市町によって異なっており、指導可能な時間が限定されています。勤務日数が週4日間だったり、勤務時間が午前中のみだったりと限られた時間の中での的確なアセスメントを行い、個々の特性に応じた教材準備・評価等に多くの時間が掛かり、やむを得ず隔週の指導を行ったり待機させたりしている市町があります（資料V-1-⑤）。また、指導者は、園との連携や啓発、他機関との連携や支援等、指導以外にも指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています（資料V-2-①）。その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会や市町が主催で初任者研修や定例研修会等、研修の場を設けていますが、県として幼児担当者のための研修会を、増やしていただきたいと願います。

指導者は高い専門性や資格を持ちながら（資料V-2-②）身分は臨時や非常勤が多く、正規の職員は6%にとどまっています（資料V-2-③）。非正規の勤務年数を制限している市があり（資料V-2-④）、経験年数が5年以下の担当者が約8割です（資料V-2-⑤）。現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、毎年のように初任者が専門性を身に付けるための研修も必要となります。

今後、ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、正規職員の配置と、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働き掛けをお願いします。それに加えて、研修会には公費で出張ができますようお願いします。

#### 資料V-2-① 指導に関連した業務

##### 園との連携・啓発の取り組み

- 在籍園訪問や電話・連絡ノート、指導報告書・実態報告書による情報交換
- パンフレット・教室便りの配布
- ケース会議への参加
- 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 市町内園長研修会や療育支援講座における説明・啓発
- 健診への協力

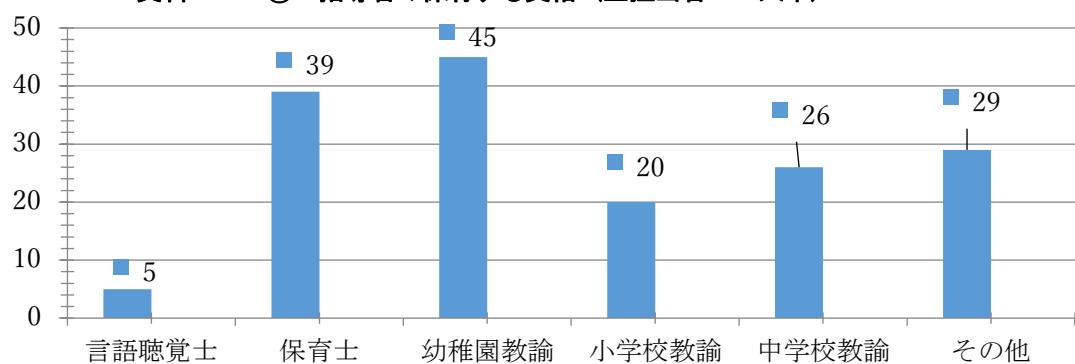
##### 他機関との連携・支援

- 医療機関への紹介
- 母子保健担当者・保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
- 小学校や学齢通級との連携
- S T（言語聴覚士）主催の講演会や懇談会への参加

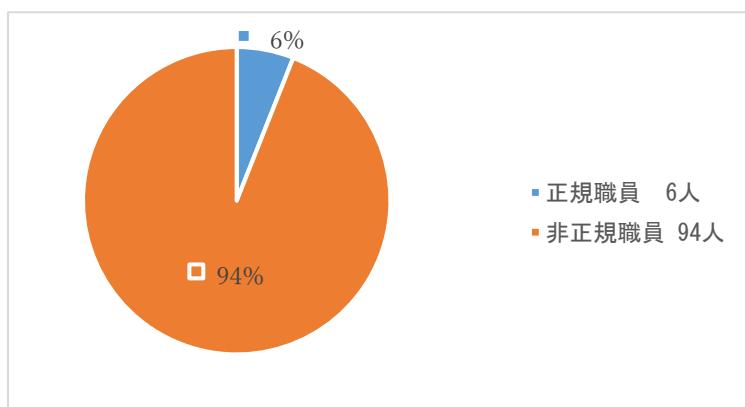
##### 相談

- 出張相談やスクリーニング
- 電話相談

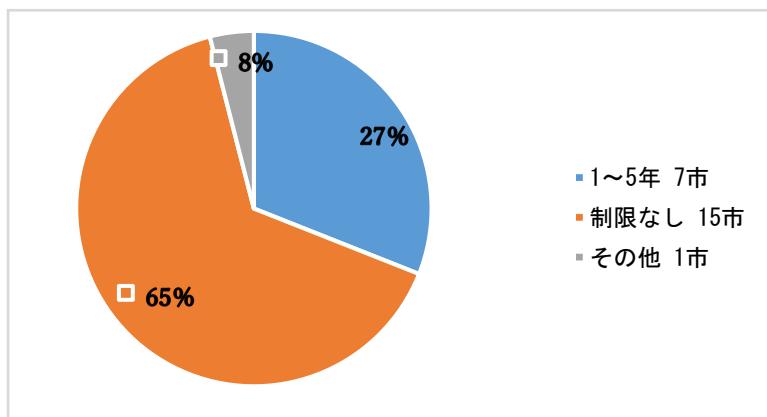
資料V-2-② 指導者の保有する資格（全担当者 100 人中）



資料V-2-③ 指導者の身分



資料V-2-④ 非正規職員の雇用年限



資料V-2-⑤ 指導者の現教室での経験年数

